

個別の原価等について

(燃料費、購入・販売電力料、公租公課、
その他経費、控除収益)

目 次

1. 燃料費	2
2. 購入・販売電力料	5
3. 公租公課	9
4. その他経費・控除収益	12

1. 燃料費

1. (1) 燃料費の概要①

- (ア) 離島ユニバーサルサービスの導入に伴い、離島供給に係る燃料費(離島燃料費)を計上。
 (イ) 離島燃料費として、内燃力発電用燃料の調達に係る費用を算定。

託送供給等約款料金の算定に関する省令

第四条(営業費の算定)

- 4 二 燃料費 火力燃料費(汽力燃料費及び内燃力燃料費をいう。)及び新エネルギー等燃料費の合計額であって、供給計画等を基に算定した数量に時価等を基に算定した単価を乗じて得た額の原価算定期間における合計額

■内燃力発電設備の概要

	ユニット		出力	燃種
北陸電力	舳倉島発電所	1号機	96kW	A重油
		2号機	96kW	
		3号機	96kW	
中国電力	隠岐島	西郷発電所	25,300kW	A重油
		黒木発電所	7,400kW	
	見島	見島発電所	2,900kW	
沖縄電力	離島内燃力 (渡嘉敷発電所除く)	14発電所 66ユニット	219,000kW	C重油(89%) A重油(11%) ※消費量ベース

■購入単価

	燃種	購入単価 (円/kl)
北陸電力	A重油	73,090
中国電力	A重油	58,997
沖縄電力	C重油	53,339
	A重油	77,095

■購入単価の算定方法

	単価内訳 (円/kl)		算定内訳
北陸電力	A重油	53,060	RIM価格の直近3ヶ月(H27.3~5)の平均価格(陸上ローリーラック4製油所)+H28.4石油石炭税増税分(260円/kl)
	諸経費	20,030	製油所から発電所までの輸送費・管理費等
	計	73,090	
中国電力	A重油	53,060	RIM価格の直近3ヶ月(H27.3~5)の平均価格(陸上ローリーラック4製油所)+H28.4石油石炭税増税分(260円/kl)
	諸経費	5,937	製油所から発電所までの輸送費・管理費等+今後の効率化(▲7%)織込み
	計	58,997	
沖縄電力	C重油	41,690	RIM価格の直近3ヶ月(H27.3~5)の平均価格(西日本地区海上スポット)+H28.4石油石炭税増税分(260円/kl)
	諸経費	11,649	製油所から発電所までの輸送費・管理費等
	計	53,339	
	A重油	54,132	RIM価格の直近3ヶ月(H27.3~5)の平均価格(西日本地区海上スポット)+H28.4石油石炭税増税分(260円/kl)
	諸経費	22,963	製油所から発電所までの輸送費・管理費等
	計	77,095	

※RIM価格:リム情報開発株式会社提供の市況価格

1. (1) 燃料費の概要②

■離島燃料費

	電源	燃種	現行原価	H28			H29			H30			申請原価(平均)		
				金額 (百万円)	発電電力量 (百万kWh)	単価 (円/kWh)	金額 (百万円)	発電電力量 (百万kWh)	単価 (円/kWh)	金額 (百万円)	発電電力量 (百万kWh)	単価 (円/kWh)	金額 (百万円)	発電電力量 (百万kWh)	単価 (円/kWh)
北陸電力	内燃力	A重油	—	25	0.6	37.9	25	0.6	37.8	25	0.6	37.8	25	0.6	37.8
中国電力	内燃力	A重油	—	1,879	124	15.1	1,928	127	15.1	1,934	128	15.1	1,914	127	15.1
沖縄電力	内燃力	C重油 A重油	—	8,147	654	12.5	8,203	657	12.5	8,233	660	12.5	8,194	657	12.5

1. (2) 託送供給等約款料金審査要領(抜粋)

2. 燃料費、購入電力料のうち、原価算定期間内に契約が満了するものについては、他の一般電気事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあっては共同調達の実施等を、購入電力料にあっては入札等の努力を求め、これらの取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

1. (3) 燃料費の審査に係る論点

【離島燃料費】

(ア)燃料の購入価格について

- 内燃力発電用の燃料の調達にあたり、どのような効率化努力が行われているか。それ以外の既存契約について、契約見直し等、効率化を行う余地はないか。

(イ)原料以外の諸経費について

- 製油所から発電所までの輸送費・管理費等に係る契約先や契約形態の見直し、契約内容の見直し等、どのような効率化努力が行われているか。更なる効率化努力を織り込む余地はないか。

2. 購入・販売電力料

2. (1) 概要①

- (ア) 購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者(電源開発)、公営電気事業者、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。
- (イ) 販売電力料は、他の一般電気事業者の販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、他の一般電気事業者の販売する過去の使用済燃料に係る収益である他社販売電源料に分類される。
- (ウ) 個別件名毎に、供給計画や契約等に基づき、送電電力量等及び単価(基本・従量料金)等が算定されている。

託送供給等約款料金の算定に関する省令

(営業費の算定)

第四条

- 4 八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)及び他社購入送電費供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額

(控除収益の算定)

- 第7条 一般電気事業者は、控除収益として、……地帯間販売電源料、地帯間販売送電料……であって一般送配電事業等に係るものの合計額を算定しなければならない。

- 2 一般電気事業者(平成17年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた一般電気事業者に限る。)は、前項の規定により算定した合計額のほか、控除収益として、他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る費用に相当する収益(以下「過去の使用済燃料に係る収益」という。))に限る。)の額を算定しなければならない。

2. (1) 概要②

■託送供給等約款料金原価に織り込まれている購入・販売電力料

(単位: 百万円)

		北陸電力		中国電力		沖縄電力	
		H28～30合計	H28～30平均	H28～30合計	H28～30平均	H28～30合計	H28～30平均
購入電力料	地帯間購入電源費	－	－	－	－	－	－
	地帯間購入送電費	17	6	－	－	－	－
	他社購入電源費 ^(注1)	－	－	177	59	1,315	438
	他社購入送電費	5	2	515	172	－	－
	合 計	21	7	692	231	1,315	438
販売電力料	地帯間販売電源料	－	－	－	－	－	－
	地帯間販売送電料	2,442	814	－	－	－	－
	他社販売電源料 ^(注2)	－	－	－	－	－	－
	合 計	2,442	814	－	－	－	－

(注1) 再エネ特措法交付金相当額を除く。

(注2) 他社に原子力発電設備の発電に係る電気を販売することに伴う、「過去の使用済燃料に係る費用に相当する収益」は他社販売電源料に計上。他方で、他社から原子力発電設備の発電に係る電気を購入することに伴う、「過去の使用済燃料に係る費用」は自社分と合わせて使用済燃料再処理等既発電費に計上。

(出典) 託送供給等約款認可申請書(北陸電力、中国電力及び沖縄電力)を基に事務局で算定

2. (2) 託送供給等約款料金審査要領(抜粋)

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについては、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては共同調達の実施等を、購入電力料にあつては入札等の努力を求め、これらの取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

2. (3) 購入・販売電力料の審査に係る論点

- (ア) 供給計画等を基に、他社から購入する電力量に伴う送電電力量を算定しているか。また、契約等に基づいて単価等を算定しているか。その際、効率化努力や価格低減努力をどのように織り込んでいるか。
 - (イ) 供給計画等を基に、離島における太陽光発電等からの購入電力量を算定しているか。また、固定価格買取制度(FIT)における回避可能費用単価等に基づいて単価を算定しているか。
 - (ウ) 原子力発電による販売電力(他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る費用に相当する収益に限る。))について、どのように織り込んでいるか。(今回申請3社のうち、何れの会社も一切織り込まれていないことを事務局にて確認済み)
- (参考1)「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度をいう。
- (参考2)「回避可能費用」とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ、支出を免れることが出来た費用をいう。

3. 公租公課

3. (1) 概要①

○公租公課は、各税法等（河川法、法人税法、地方法人税法、地方税法及び電源開発促進税法等）に則り、設備投資や需要想定等の前提計画に基づき算定。

託送供給等約款料金の算定に関する省令

（営業費の算定）

第四条

4 五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の定めるところにより算定した流水占用料等の額の原価算定期間における合計額

七 固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）の定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）の定めるところにより算定した額の原価算定期間における合計額

3. (1) 概要②(北陸電力、中国電力及び沖縄電力の申請原価)

(単位：億円)

	北陸電力		中国電力		沖縄電力	
	H28～30 年度合計	3力年平均	H28～30 年度合計	3力年平均	H28～30 年度合計	3力年平均
水利使用料	2	1	3	1	－	－
固定資産税	173	58	376	125	50	17
雑税(※)	4	1	12	4	2	1
電源開発促進税	318	106	697	232	87	29
事業税	53	18	112	37	26	9
法人税等	39	13	73	24	9	3
法人税	32	11	60	20	7	2
地方法人税	5	2	3	1	0	0
法人税割	1	0	10	3	1	0
合 計	590	197	1,273	424	173	58

※雑税は、印紙税、県市町村民税、都市計画税、事業所税等。

※四捨五入により合計が合わない場合がある。

3. (2) 公租公課の審査に係る論点

○託送供給等約款料金の算定に関する省令及び各税法等に基づき、適切に算定されているか。

4. その他経費、控除収益

4.(1) 概要①

- その他経費は、設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化を他に委託する費用である委託費や事務所建物等の賃料(借地借家料)、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)等に係る費用である賃借料など20項目に分類される。
- 控除収益は、自社の送電設備等を他社が使用することによって発生する収益である託送収益(接続供給託送収益を除く。)や支払期日を超えて支払われる電気料金に係る延滞利息等の収益である電気事業雑収益など7項目に分類される。

託送供給等約款料金の算定に関する省令

(営業費の算定)

第四条

- 4 三 使用済燃料再処理等既発電費、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、振替損失調整額、開発費、開発費償却、電力費振替勘定(貸方)、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額
- 九 建設分担関連費振替額(貸方)及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計
- 十 株式交付費償却及び社債発行費償却 交付費及び発行費を三年間均等償却するものとして算定した額の原価算定期間における合計額

(控除収益の算定)

第七条 一般電気事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、託送収益(接続供給託送収益を除く。以下同じ。)、事業者間精算収益、電灯料(基準託送供給料金に相当する額を除く。)、電力料(基準託送供給料金に相当する額を除く。)、電気事業雑収益及び預金利息であって一般送配電事業等に係るものの額の合計額を算定しなければならない。

- 4 第一項及び第二項に規定する控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値及び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額とする。

4.(1) 概要②(北陸電力)

■その他経費(固定資産除却費を除く) (億円)

	前回	今回	差異
廃棄物処理費	—	—	—
消耗品費	8	10	2
補償費	15	19	4
賃借料	33	32	▲ 1
託送料／ 事業者間精算費	15	9	▲ 6
委託費	59	73	14
損害保険料	0	0	0
普及開発関係費	3	1	▲ 1
養成費	2	2	▲ 0
研究費	6	4	▲ 1
諸費	27	21	▲ 6
使用済燃料 再処理等既発電費	16	16	—
その他	2	0	▲ 2
合計	186	188	2

(注)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

■控除収益(地帯間販売送電料を除く) (億円)

	前回	今回	差異
託送収益／ 事業者間精算収益	10	13	3
電灯・電力料	—	0	0
電気事業雑収益	14	11	▲ 3
遅収加算	2	—	▲ 2
預金利息	0	0	0
合計	25	24	▲ 1

◆現行原価からの主な増減要因 (億円)

・電力システム改革への対応等による委託費の増加	14
・託送料、事業者間精算費の減少	▲ 6
・寄付金、団体費など原価不算入による諸費の減少	▲ 6

◆託送料金原価に反映した主な効率化施策 (億円)

・競争発注の拡大等による調達価格の低減	▲ 5
---------------------	-----

4.(1) 概要③(中国電力)

■その他経費(固定資産除却費を除く) (億円)

	前回	今回	差異
廃棄物処理費	—	—	—
消耗品費	14	32	18
補償費	10	14	3
賃借料	142	133	▲ 9
託送料／ 事業者間精算費	76	72	▲ 4
委託費	260	243	▲ 17
損害保険料	0	0	▲ 0
普及開発関係費	5	1	▲ 4
養成費	6	5	▲ 1
研究費	7	11	4
諸費	68	45	▲ 24
使用済燃料 再処理等既発電費	33	33	—
その他	4	4	0
合計	626	592	▲ 33

(注)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

■控除収益(地帯間販売送電料を除く) (億円)

	前回	今回	差異
託送収益／ 事業者間精算収益	44	52	8
電灯・電力料	—	15	15
電気事業雑収益	37	32	▲ 5
遅収加算	4	1	▲ 3
預金利息	1	0	▲ 1
合計	86	99	13

◆現行原価からの主な増減要因 (億円)

・高圧計器用自動検針端末導入等による消耗品費の増加	18
・寄付金、団体費の不算入等による諸費の減少	▲ 24

◆託送料金原価に反映した主な効率化施策 (億円)

・競争発注の拡大等による資機材・役務調達効率化、業務運営の効率化等	▲ 28
-----------------------------------	------

4.(1) 概要④(沖縄電力)

■その他経費(固定資産除却費を除く) (億円)

	前回	今回	差異
廃棄物処理費	—	0	0
消耗品費	3	7	4
補償費	0	1	0
賃借料	31	31	▲ 1
託送料／事業者間精算費	—	—	—
委託費	40	52	12
損害保険料	0	0	▲ 0
普及開発関係費	1	0	▲ 0
養成費	1	1	▲ 0
研究費	0	1	1
諸費	8	8	1
使用済燃料再処理等既発電費	—	—	—
その他	▲ 0	0	0
合計	85	102	18

(注)四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

■控除収益(地帯間販売送電料を除く) (億円)

	前回	今回	差異
託送収益／事業者間精算収益	—	—	—
電灯・電力料	—	78	78
電気事業雑収益	3	2	▲ 0
遅収加算	2	—	▲ 2
預金利息	0	0	▲ 0
合計	4	80	76

◆現行原価からの主な増減要因 (億円)

○その他経費

・消耗品費 : 離島供給費織込みによる増	: 3
・委託費 : 離島供給費織込み等による増	: 12

○控除収益

・遅収加算料金 : 延滞利息制移行に伴う減	: ▲ 2
・電灯・電力料 : 離島分織込みによる増	: 78

◆託送料金原価に反映した主な効率化施策 (億円)

・競争発注の拡大等による資機材・役務調達の効率化(固定資産除却費分を除く)	: ▲ 7
---------------------------------------	-------

(参考) 研究費の内訳、電力中央研究所分担金における主な研究内容

■申請原価の内訳

(単位:百万円)

		H28～30平均		
		北陸	中国	沖縄
分	担			
	金	241	907	9
	電力中央研究所分担金	237	537	8
	その他研究分担金	4	370	1
自 社 研 究 費		192	188	84
合 計		433	1,095	94

■電力中央研究所に対する分担金及び自社研究費における主な研究内容(各社申請に基づき作成)

		北陸電力	中国電力	沖縄電力
分	担			
	金	237百万円	537百万円	8百万円
	主な研究内容	・火力発電プラントの高クロム鋼製機器の設備診断技術の開発 ・送変電設備の電氣的異常現象の予測と電磁環境設計手法の開発 ・次世代配電ネットワークにおける余剰電力への対応と電力品質の維持 ・系統事故時の基幹系統安定性維持技術の開発 ・電力系統安定化のための高性能二次電池評価技術の確立 ・送配電設備の風雪害対策技術の実証		・研究協力費(電力中央研究所の自主研究等の研究成果、情報の提供)
自	社			
	研究費	0.3百万円	3.7百万円	11百万円
	主な研究内容	・ボイラー水冷壁管の硫化腐食対策の調査等	・石炭火力燃料適用性に関する研究	・沖縄本島の系統制御に関する研究等

(参考) 事業団体費

(単位:百万円)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	年間負担額		
				北陸電力	中国電力	沖縄電力
海外電力調査会	設立:1958年 一般電気事業者(10社) 電源開発 日本原子力発電	海外の電気事業に関する調査研究、情報収集、分析提供を実施。また、電気事業に関する海外の関係機関・団体との交流及び技術協力を実施。	個社単独では実施できないような海外電気事業の調査研究や、海外の関係機関との交流および協力等を行っており、今後の電力システム改革や再生可能エネルギー等に係る様々な課題の解決に向け、海外における先行事例の情報収集や海外電力との協力関係構築が重要である。	29	39	5
電力広域的運営推進機関	設立:2015年 全ての電気事業者 一般電気事業者(10社) 特定規模電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者	電気事業法第23条の4に定める電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関。 電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び需給ひっ迫時における電力融通の指示等の業務を行う。	一般電気事業者が所有する送配電ネットワークを新電力や卸自家発事業者が公平に利用できるように設立された唯一の中立機関であり、電力の安定供給確保と連系線利用等の利便性を向上させる。	101	205	23
地域共同防災協議会 (中国電力:3団体)	石油会社 化学メーカーなど	法令に基づく防災資機材の共同運用の実施。 ※水島コンビナート地区保安防災協議会、瀬戸内地区広域共同防災協議会、西中国・北部九州地区広域共同防災協議会	本協議会は、石油コンビナート等災害防止法に基づき配備が義務付けられている防災資機材を共同運用している。 ・消防自動車、放水砲など防災資機材の維持管理 ・共同防災組織および防災要員の訓練・教育	—	2	—

4.(2) 内訳①

【その他経費（具体的な内訳の例）】

- 廃棄物処理費 : 発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。基本的には発電量に応じて増減する可変費的な費用。火力では灰処理費、排水処理費、排煙処理費、雑廃棄物処理費がある。
- 消耗品費 : 潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、発電用消耗品費、自動車等燃料費等。
- 補償費 : 契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的または臨時的に支払う費用等。主なものは、汚染負荷量 賦課金、漁業補償、損害賠償費用。
- 賃借料 : 事務所建物等の賃料である借地借家料、鉄塔等の設置に要する土地等の使用料(道路占用料、線下補償料等)、その他車輛、タンク、事務機器等のリース料(機械賃借料、雑賃借料)等。
- 託送料・事業者間精算費: 自社及び自社の供給区域内の新電力が、他社の送電設備等を使用することによって発生する費用。
- 委託費 : 設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化、データセンターの運用、口座振替関連等を他に委託する費用。
- 損害保険料 : 火災保険、運送保険等の損害保険契約に基づいて支払う保険料。
- 普及開発関係費 : 広報活動、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、PR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費にかかる費用、お客様周知用チラシ(料金改定等)やパンフレット印刷費等。
- 養成費 : 電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。
- 研究費 : 自社研究所の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する費用。
- 諸費 : 通信運搬費、旅費、寄付金(反対給付を期待しないで任意に支出した金額)、団体費(諸会費及び事業団体費等)、雑費(会議費や諸会費、事業団体費、諸手数料、公共施設等分担金、受益者負担金等)、雑損(貯蔵品の棚卸損や評価損等)。

4.(2) 内訳②

- 貸倒損 : 電灯電力収入等で回収できない費用。
- 共有設備費等分担額・同(貸方): 共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。
- 振替損失調整額 : 自社の供給区域外から受電する際に電力量の損失等を調整するための費用。
- 建設分担関連費振替額(貸方) : 電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用(人件費、旅費等)の建設仮勘定への振替額。
- 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方): 附帯事業の営業に間接に関連した費用(人件費、修繕費、減価償却費等)の振替額。
- 電力費振替勘定(貸方): 建設工事や附帯事業のために自家消費した電気を一括控除する。
- 社債発行費 : 金融機関及び証券会社の取扱手数料等。

【控除収益(具体的な内訳の例)】

- 遅収加算料金 : 電気料金を早収期間内経過後に支払われた場合に発生する収益。
- 託送収益・事業者間精算収益: 他社及び他の一般電気事業者の供給区域内の新電力が、自社の送電設備等を使用することによって発生する収益。
- 電灯料・電力料 : 離島供給に係る単相機器及び三相機器を使用するための電気に対する収入。
- 電気事業雑収益 : 支払期日を超えて支払われる電気料金に係る延滞利息や電気事業固定資産等を他人が使用することによって発生する収益である広告料(電柱取付の広告看板等)等が含まれる。
- 預金利息 : 預金残高に対して発生する利息による収益。

4.(3) 託送供給等約款料金審査要領(抜粋)

第2節 営業費

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般電気事業者が算定した営業費については、営業費項目ごとに、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請一般電気事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき、前節の基本的考え方を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

2. 燃料費、購入電力料のうち、原価算定期間内に契約が満了するものについては、他の一般電気事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあっては共同調達の実施等を、購入電力料にあっては入札等の努力を求め、これらの取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。
3. 使用済燃料再処理等既発電費については、申請一般電気事業者が平成17年度前に特定実用発電用原子炉を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年3月31日までの間の運転に伴って生じた過去の使用済燃料に係る費用を当該申請一般電気事業者が支払う旨の契約を締結していること、当該契約において、使用済燃料再処理等既発電費として計上された額に相当する額が当該契約の相手方である他の者に適切に支払われることとなっていること及び当該過去の使用済燃料に係る費用が適切に計上されていることを確認する。
6. 一般経費(委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等)については、透明性を高める観点から個別査定を行う項目を可能な限り拡大する。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準、過去の類似事例の入札実績等を基準に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
 - (1) 社宅・寮等の賃借料については、入居率や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。
 - (2) 普及開発関係費については、インターネットやパンフレット等を利用した託送供給等約款料金メニューの周知、需要家にとっての電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、イメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (3) 寄付金については、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (4) 団体費については、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (5) 研究費における一括分担金のように、一般電気事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価への算入を認めない。

第4節 控除収益項目

算定省令第7条の規定に基づいて申請一般電気事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般電気事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

4.(4) その他経費・控除収益の審査に係る論点

- (ア) 資材・役務調達コストの削減や効率化努力をどのように織り込んでいるか。
- (イ) 関係会社間の取引を含め、入札の実施が最大限行われているか。
- (ウ) 電力システム改革への対応のためのシステム開発や改修について、その実施時期や事業規模が適正な計画に基づくものであり、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- (エ) 販売促進を目的とした広告宣伝費、寄付金、団体費については、料金審査要領において、原価への算入を認めないことと規定されているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- (オ) 研究費については、料金審査要領において、一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めないことと規定されているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- (カ) 使用済燃料再処理等既発電費(過去分)については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、経済産業大臣が算定し、通知した積立金の額と今回の申請額がこれに沿ったものとなっているか。
- (キ) 他社への使用済燃料再処理等既発電費を申請原価に含めている場合は、当該他社との間で過去の使用済燃料に係る費用を当該申請者が支払う旨の契約を締結しているか。